

日本スポーツ法学会 会報

第62号

2024(令和6)年
6月21日発行

<http://jsla.gr.jp>



日本スポーツ法学会事務局 〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-4-2 大同生命霞が関ビル12階 兼子・岩松法律事務所内
TEL: 03-6206-1303 FAX: 03-6206-1326 E-MAIL: japansportslaw.contact@gmail.com 発行人: 棚村政行 編集人: 高松政裕

委員会からのお知らせ

紛争解決機関研究専門委員会

杉山 翔一(弁護士)

会員みなさん、こんにちは!

紛争解決機関研究委員会は、2023年より委員の構成を新たに
し、次の活動を中心的な活動にしています。

- ①国際的なスポーツ仲裁・調停の動向に関する定例研究会
- ②日本スポーツ仲裁機構スポーツ仲裁法研究会との合同研究会
- ③仲裁判断例、決定等の評釈
- ④年毎の特別企画の実施

当委員会は、2023年、次の問題を取り上げる研究会を実施しま
した。

- ①欧州人権裁判所 Semenya v. Switzerland 事件を素材とした、
スポーツ仲裁裁判所のあり方や人権規範の適用の問題(日本ス
ポーツとジェンダー学会との合同勉強会)
- ②日本スポーツ仲裁機構の水球競技をめぐる仲裁判断2件を取り上
げ、審判の判定をめぐる問題や法の一般原則の適用の問題
- ③義足アスリートの出場資格の問題

2024年6月には、翌月にフランスのパリでオリンピック・パラリンピ
ク競技大会があることに鑑み、2024年の④(年毎の特別企画)の
活動として、

- i) オリンピック時のアドホック部における紛争解決制度
- ii) ロシア五輪委員会の参加資格停止をめぐるスポーツ仲裁判断の
当否

の両方を扱う研究会を開催する予定です。

その他にも、当委員会内のMTGでは、次のテーマを取り上げるこ
とも議論しています。

- ①ダイバーシティ・インクルージョンに関連する紛争事例(トランスジェンダー

選手の出場資格をめぐる問題、パラアスリートのオリンピック出場資格を
めぐる問題、妊娠・出産を理由とする選手契約解除の当否が争われ
た事例など)

- ②諸外国のスポーツ仲裁機関の制度比較
- ③日本スポーツ仲裁機構の課題(利害関係人の手続保障など)
- ④日本政府のシンガポール条約への批准や2024年4月1日に施行する
改正ADR法を受けたスポーツ調停の活用可能性

当委員会の活動にご関心をお持ちの会員がいらっしゃいましたら、
ぜひ当委員会の企画する研究会にご参加ください!当委員会の
活動への参加は随時受け付けておりますので、担当杉山([sugi@
field-r.com](mailto:sugi@field-r.com))までご連絡を頂戴できれば幸いです。

スポーツ契約等研究専門委員会

馬淵 雄紀(弁護士)

2023年7月28日午後6時より、スポーツ契約等研究専門委員会
の研究発表会が開催された。講師は大橋卓生弁護士(当会理事・
パークス法律事務所)で、「スポーツのメタバース化における法的問
題に関する研究」と題して、メタバース領域での展開が増えているス
ポーツ業界の状況を踏まえた法的な論点の説明がなされた。

具体的には、メタバース内で、実在するスタジアムを再現する場
合の法的論点の整理(外観・内観及びそこでの看板広告、並びにア
スリートのアバターの権利関係等)についての発表が行われた。一
般に、メタバースとは、インターネット上に構築された3次元の仮想空
間を指し、ユーザー各自がアバターと呼ばれるメタバース上で利用す
る自らのキャラクターによって他者とのコミュニケーションや物の売買
等現実世界と同様の活動を行うことが可能となっている。

メタバース上での実在するスタジアムについては、その外観の再現
が著作権や意匠権の保護対象となるかということや、内観の再現に
ついては施設管理者の許諾の有無について説明がなされた。また、
スタジアム内のショップの名称やロゴマークについては景色の一部と
して再現する場合には権利処理が不要である一方で、看板広告や

オブジェについては屋外に常設された美術作品に該当しない限りは著作権者の許諾が必要となる旨の説明がなされた。また、近年ファッションブランドやスポーツブランドがメタバース上に店舗を開設し、アバターがメタバース上で着用できる各ブランドの商品を販売していることが紹介された。これらの商品の再現については、仮に意匠登録されていた場合でもメタバース上では意匠権侵害にならない旨の説明がなされた。

さらに、アバターについては、①フィクションキャラクターの場合には、著作物としての問題となり、②リアルパーソンキャラクターの場合には(a)架空の人物であれば著作物該当性が問題となり、(b)実在する人物であれば著作物性は問題とならない代わりにパブリシティ権や肖像権が問題となること、アバター独自の法的な論点として、アバターに対する名誉毀損の成否等についての示唆がなされた。

出席者からは、メタバースに関連して、個人情報ないしデータの取り扱い等についての質問も出て、活発な議論がなされた。

事故判例研究専門委員会

古田 直暉(弁護士)

1. はじめに

当委員会は、現在、①事故補償に関する提言の関係機関等への配布及び普及、②スポーツ事故に関する裁判例の研究の促進、③関係機関との連携等を重点施策として、活動を行っています。

2. 事故補償に関する提言

当委員会での検討を基に、被害者の救済・事故防止等の観点からの総合的な対策についての制度・施策への提言として、2023年7月1日、「提言『スポーツ事故被災者への補償等総合的支援制度』の創設」を发出了しました。

当委員会では、現在、関係機関に対する当該提言の周知に努めています。今後は、スポーツ基本法の改定において、スポーツ事故補償にかかる規定を盛り込んでいただくよう働き掛けることを考えています。

3. 裁判例の研究

当委員会では、毎月1回程度、担当となった委員がスポーツ事故に関する裁判例を1～2件取り上げて報告を行い、当該報告をもとに、委員会内で活発な議論を交わしています。

具体的には、裁判例の判決内容の妥当性、学術的な分析及び代理人としての効果的な主張立証方法の検討のみならず、スポーツ事故予防のためのあるべき体制・措置、スポーツ事故が生じた場合のあるべき事後対応、さらに、ドイツを含む海外事例も踏まえ、スポーツ振興・被害者救済等の観点を踏まえた訴訟・事故補償制度のあるべき姿についても検討を行う等、多岐にわたる議論を行っています。

今後も、裁判例の研究を進めるとともに、従前の検討等も踏まえ、当委員会外の皆様向けの発表を行うことも検討しています。

4. 関係機関との連携等

2024年度には、日本スポーツ法支援・研究センター等主催の「こ

れで防げる学校体育・スポーツ事故」シンポジウム及び日本弁護士連合会スポーツ・エンターテインメント法促進PTのスポーツ事故補償をテーマとするシンポジウムの開催が予定されており、今後も、関係機関との連携を図り、スポーツ事故に関する研究をより一層深めていく予定です。

5. おわりに

当委員会では、若手・ベテランの区別なく、活発な議論が行われており、意欲がある会員の方のご参加をお待ちしています!

スポーツ基本法研究専門委員会

境田 正樹(弁護士)

2023年6月1日(木)17:00-19:00まで、衆議院第一議員会館地下1階大会議室におきまして、日本スポーツ法学会と日本スポーツ政策推進機構共催のシンポジウム「スポーツ団体ガバナンスコードを考える」が開催されました。

2019年、スポーツ庁「スポーツ審議会 スポーツ・インテグリティ部会」にて、スポーツ団体が適切な組織運営を行う上での原則・規範を示す「スポーツ団体ガバナンスコード」が策定され、適合性審査が中央競技団体に対して実施されてきましたが、令和5年度で一巡することを機に、これまでの成果や課題を検証するため、再度、「スポーツ審議会 スポーツ・インテグリティ部会」が設置されました。同部会では、これまでの取組の成果や課題を検証し、コードの今後の在り方について検討されています。

本シンポジウムでは、上記の検討課題について、スポーツ審議会委員を含むスポーツ政策に精通した識者による議論を行うとともに、これからのスポーツ・インテグリティの確保とスポーツ団体のガバナンスの在り方についての提言を行うことを目的として開催されました。

当日のパネルディスカッション登壇者は次の通りでした。

(モデレーター)

河野一郎(日本スポーツ政策推進機構副理事長)

(パネリスト)

友添秀則(日本スポーツ政策推進機構理事、スポーツ審議会委員)

境田正樹(日本スポーツ法学会理事、日本スポーツ政策推進機構理事、TMI総合法律事務所弁護士)

谷本歩実(2004年アテネ五輪・2008年北京五輪女子柔道63キログラムメダリスト、日本スケート連盟理事、日本クレール射撃協会理事)

河合純一(公益財団法人日本パラスポーツ協会 理事、日本パラリンピック委員会 委員長)

梶井圭子(公益財団法人日本オリンピック委員会常務理事)

村井 満(前Jリーグチェアマン、日本バドミントン協会副会長)

森岡裕策(公益財団法人日本スポーツ協会専務理事)

学会大会報告

清水 光 (弁護士)

2023年12月9日に開催されたスポーツ法学会における学会大会について報告する。

今回の学会大会では「スポーツイベント・スポーツ団体における腐敗防止の実現」をテーマとして、第1部から第4部に分けて、様々な報告、ディスカッションが行われた。私からは第1部（東京オリンピック・パラリンピックに関わる汚職事件を巡る裁判の経過と現状の分析）と第2部（海外の腐敗防止取組について）の報告を受けて感じたことをメインに報告したい。

スポーツの世界に限らず、不祥事が起こると常に言われることであるが、内部統制の機能不全・コンプライアンス意識の希薄さが今回の汚職事件についても指摘されている。オリパラ組織委員会について統制が難しいと感じたのは、組織が時限的な存在であって、かつ、構成メンバーが各所からの出向等で成り立っているという、言ってみれば不安定な存在であるにも関わらず、ステークホルダーが非常に多く、かつ、極めて多額の金銭が動くという構造にあることである。

コンプライアンス意識については多分に個人に依存するところであるが、内部統制については職務の適正性に対する監視・監督が真

に確保される方法が早急に確立される必要がある。遠慮しがちな日本社会において理事間・各所からの出向者間での監督は容易ではないと思われるものの、上記汚職事件に関する刑事裁判においては「東京2020大会は、世界最大規模のスポーツの祭典として世界的に注目され、その開催が国家的にも特に重要と位置付けられていたところ、本件は、その準備や運営を担う組織委員会役員等の職務の公正さ及び同大会の公正かつ適正な運営を大きく損ね、これらに対する信頼を失墜させ、同大会に汚点を残した」と非常に厳しい評価がされているし、実効的な内部統制が確立されない限り、今後大規模なスポーツイベントを開催することについて国民の理解を得ることは難しいであろう。関係者が真剣に議論をする必要がある。

この点、IOCやFIFAは、2017年頃から腐敗防止と人権尊重に関する取り組みを始めており、開催都市契約や開催国規則に腐敗防止と人権尊重を定め、さらに別途の倫理規程等でこれを実行する仕組みを作っている、より具体的には、パリオリンピックについては史上初めて倫理委員会が設置されたこと、FIFAの倫理規程に違反した場合には制裁が科されることもあることの報告があった。

こうした取り組みの成果を確認しつつ、よりクリーンなメガスポーツイベントが開催されるよう関係者が一丸となって取り組まなければ、スポーツが本来もつ美しさや実直さに傷をつけ、その健全な発展を阻害することになるであろう。

スポーツイベントの開催目的を改めて考え直し、多くの人と共有したいと痛感した充実した学会大会であった。



参加報告

AIAC/SLAM主催のAsian Sports ADR Summit

杉山 翔一（国際スポーツ学術推進委員会 委員長）

2024年1月19日、マレーシア・クアラルンプールのAsian International Arbitration Center (AIAC) にて開催されたセミナー「Asian Sports ADR Summit - Mastering the Playbook」に参加してきました(写真①参照)。このセミナーでは、当学会が昨年MoUを結んだ「マレーシアスポーツ法学会」(SLAM)が主催団体の一つを務めました。SLAMは、当学会をこのセミナーの「サポート団体」と位置づけてくれ、セミナー会場では、他団体と共に、当学会の名称ロゴが表示されていました(写真②参照)。

このセミナーの主題は、2023年10月にAIACに施行されたAsian Sport Arbitration Rules（以下「AIACスポーツ仲裁規則」）の紹介と、アジアスポーツ仲裁規則に基づく紛争解決機関である「アジアスポーツ仲裁廷 (Asian Sports Tribunal: AST)」の設置を記念することでした。

AIACスポーツ仲裁規則は、スポーツ仲裁という意味では、日本の公益財団法人日本スポーツ仲裁機構 (JSAA) の各規則と同様にスポーツ紛争を対象とするものですが、違いもあります。大きな違いとしては、以下を挙げることができます。

①対象とする紛争

AIACスポーツ仲裁規則は、スポーツに関連する金銭紛争と非金銭紛争の両方を対象としています(同規則第1条)。決定の取消しを求める紛争(非金銭紛争)をスポーツ仲裁規則で、金銭紛争を特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則で分けて取り扱っているJSAAとは、同一規則の取り扱う対象の範囲に違いがあります。

②代表選考・出場資格紛争の場合の特則

AIACスポーツ仲裁規則の下では、代表選考や出場資格に関する紛争については、48時間以内の解決を求めることができます(同規則 Appendix II)。これに対し、JSAAのスポーツ仲裁規則は、紛争を極めて迅速に解決する緊急仲裁手続を含んでいますが、具体的な解決期限は規則上定められていません。

③仲裁判断の非公開原則

AIACスポーツ仲裁規則に基づく仲裁判断は、原則として非公開とされています(同規則38.2条)。これに対し、JSAAのスポーツ仲裁規則に基づくスポーツ仲裁では、申立人の氏名や名称を匿名化した上で、仲裁判断が公開されています。

セミナーの休憩時間には、AIACの主催する仲裁人認証コースを修了すれば、どの国の方でもASTの仲裁人候補者となることができると伺いました。将来、当学会の会員が、当該コースを受講した上で、ASTの仲裁人候補者として登録することも考えられます。

国際スポーツ学術推進委員会では、今後もこのような情報発信のほか、AIACスポーツ仲裁規則をはじめとする他国のスポーツ仲裁機関の規則を研究したり、各MoU団体との共同セッションを開催することを検討しています。企画が決まりましたら、随時会員の皆さまにご案内しますので、ご関心のある会員におかれては、今後もぜひご参加いただくと幸いです。

AIACスポーツ仲裁規則：https://admin.aiac.world/uploads/ckupload/ckupload_20231006103640_17.pdf

写真①



写真②



2024年夏期合同研究会のお知らせ

武田 丈太郎 (北海道教育大学岩見沢校)

◆日時

2024年7月6日(土) 13時30分～(受付13時00分～)

◆会場

札幌学院大学新札幌キャンパス 303中教室
〒004-8666 北海道札幌市厚別区厚別中央1条5丁目1-1
※オンライン(Zoom)配信との併用(ハイブリッド型)

◆時間

13時00分～13時30分 受付
13時30分～17時30分 研究会
18時00分～ 情報交換会
(新札幌駅周辺、場所検討中)

◆テーマ

「アウトドア活動をめぐる法的問題～北海道の観光産業の現状から考える～」(仮)

◆情報提供者

- ・白川 美穂氏(NPO法人登別自然活動支援組織モンガくらぶ 前事務局長)
- ・新野 和也氏(NPO法人どんころ野外学校ガイド・インストラクター)
- ・青野 範子氏(十勝岳温泉株式会社代表取締役)
- ・合田雄治郎氏(弁護士、本学会会員)

◆アクセス

<https://www.sgu.ac.jp/information/access.html>

◆主旨

北海道は日本でも有数の観光地であり、多くの観光客が豊かな自然を楽しむアウトドア活動を目的として訪れる。観光産業は道内の主要産業の一つに位置づけられるが、観光客に関わる事故やトラブルも数多く起きている現状にある。

今回の夏期合同研究会では、北海道内で活躍するアウトドア業界の関係者から情報提供を頂きながら、各種活動に関わる課題を検討し、観光産業及びアウトドア業界の今後の発展に向けた方策を議論していきたい。

実例をいくつか紹介する。まず、アウトドア活動における事故についてである。ニセコ地域の山は、かつて国内で最も雪崩による死亡事故が多かった。そのため、地元住民が中心となって事故防止のための“ニセコルール”を設けるとともに、スキー場関係者が定期的に雪崩情報を発信し、安全確保に努めている。しかしながら、国が認めていないことによる正当性の疑義など批判が行われている。また、ガイドの資格制度についてである。2002(平成14)年度から北海道では、安全で質の高いサービスを提供するアウトドアガイドと事業者の育成を目的として、“北海道アウトドア資格制度”を導入し、試験に合格した受講者に対しては、知事による認定を行っている。しかしながら、あくまでも民間資格であるため、普及拡大しているとは言い難い。

北海道においては、行政と民間団体が連携協力しながら、様々な取組みを進めている。今後、持続可能な観光地域づくりを実現していくために、アウトドア業界は安心・安全なコンテンツを提供することが不可欠である。そこで、今回の研究会では、自然環境下におけるアウトドア活動の事故の実態、それに関わるガイドの資格制度の問題、業界や地域におけるローカルルールの存在を中心に議論していきたい。



新入会員 自己紹介



林拓弥 会員
(弁護士)

2023年度、日本スポーツ法学会に入会しました、74期の林拓弥(第二東京弁護士会所属)と申します。

私は、大学院から始めたトライアスロン競技を、今も現役で続けています。トライアスロンは、主に、①スタンダード(スイム1.5km、バイク40km、ラン10km)、②ミドル(スイム2km、バイク90km、ラン20km)、③ロング(大会により異なるが、“アイアンマン”と呼ばれる大会はスイム4km、バイク180km、ラン42.195km)という3つの距離にカテゴリー分けされていますが、私は、②と③をメインに出場しており、2023年は、九十九里トライアスロン(関東最大規模のアマチュア大会)で総合優勝することができました。

将来は、「ロングの日本選手権」こと宮古島トライアスロンにて総合表彰台に乗ること、日本人10人ほどしか達成していない「アイアンマン9時間切り」が目標です。

さて、トライアスロンという究極のエンデュランス競技においては、膨大な練習時間の確保が必要となります。多忙な弁護士業務の中、どのようにトレーニングを行っているのか、1週間の流れを紹介します。

- (1) 平日～金：朝7-9時の間、主にバイクかランの練習を行う。
- (2) 土：午前5時に出発し、チームで250kmほどバイク練。午後5時帰宅。
- (3) 日：オフ。積み残しの業務&家族サービス。

週のトレーニング時間は、およそ15時間前後となります。

東京都内は信号も車も多く、外でバイクのトレーニングに集中することは容易ではありません。そんな環境でも効率の良いトレーニングを可能にするのが、「ズイフト」というバーチャルサイクリングアプリです。

説明が難しいのですが、ロードバイクを部屋に持ち込んで「ローラー台」と呼ばれる装置を取り付けます(エアロバイクのようなイメージです)。そうすると、自分が漕ぐパワー(パワーメーターという機器で計測)がメタバース空間における自分のアバターのスピードと連動し、メタバース空間で、世界中のライダーと24時間対戦することができます。起きて10分後には自転車に乗ることができる(しかも一切止まらずに、安全に、限界まで追い込むことができる)ため、極めて効率的にトレーニングをすることができるのです。

今後も、「現役アスリートの視線を併せ持った弁護士」として、スポーツ法務に携わって行けたらと思います。



浅野雅貴 会員
(弁護士)

弁護士の浅野雅貴と申します(第一東京弁護士会所属、第74期)。20年以上にわたりサッカーをプレーしてきました。また、スポーツ観戦が趣味で、スポーツは人生に欠かせない要素となっています。スポーツに関わり続けたいという強い気持ちからこのたび入会させていただきました。日本スポーツ法学会及びスポーツ界に貢献すべく取り組ませていただく所存です。どうぞよろしく願いいたします。



筒井香 会員
(学術博士/スポーツメンタルトレーニング指導士)

スポーツ心理学の研究で博士号を取得し、スポーツメンタルトレーニング指導士として主にアスリートのメンタルトレーニングとキャリアデザインに携わっています。各競技の日本代表チームに関わる中で組織のガバナンスの課題に直面することや、所属先のチームや企業との契約に悩む選手に出会うこともあり、法律の専門家としてスポーツに携わっている方々と議論させていただきたく入会いたしました。どうぞよろしく願いいたします。



北田真理 会員
(杏林大学総合政策学部准教授)

杏林大学総合政策学部の教員の北田真理と申します。大学では、法学入門、民法(総則、家族法)、医事法など様々な科目を教えています。おもにハーグ子奪取条約を研究テーマとしています。父親がプロスキーヤーで、幼い頃から競技スキーを続けていましたが、高校時代、膝の前十字靭帯断裂により、選手生命を絶たれてしまいました。早稲田大学大学院での指導教授 棚村政行先生とのご縁で、スポーツ法の勉強を始めることになりました。みなさま、どうぞよろしく願い致します。



伊藤瑞希 会員
(OsakaCitySC 監督兼フットボールダイレクター)

現在、OsakaCitySC(大阪社会人1部リーグ)で監督兼フットボールダイレクター、関西大学サッカー部でGKコーチ、(株)BorderLeSSでCSO(戦略担当)を務めています伊藤瑞希です。筑波大学で修士学(体育学)を修めた後、シンガポールやオーストラリアで合計9年間コーチを務め、2022年11月に帰国してからもフットボールコーチを本業としながら、FIFAやUEFAの通訳、専門学校等で教鞭を務めたりとピッチ外でも様々な活動を行っています。よろしく願い致します。

会報編集担当からのお知らせ

当学会の会報では、会員の皆様からの投稿文を募集しています。方針は、会員の顔が見える、会員がアウトプットできる です。

- ① スポーツ法に関する論考 2000字以内（画像スペース込）
- ② スポーツに関する記事 1000字以内（画像スペース込） 随想、スポーツ観戦記、好きなスポーツの話など何でもけっこうです。
いずれも、タイトル、所属・肩書を付記し、顔写真（任意）を添付してください。原稿の送付先は別途メールリストでお知らせします。
そのほか、こんな研究会をはじめました、いっしょに視察に行きませんかなどの告知もご連絡ください。
63号（12月発行予定）の締切は9月末日です。
会員資格を有する者ならどなたでもけっこうです。皆様の積極的なご応募をお待ちしています。

